



25-4 号 H25.11.27 長野県伊那家畜保健衛生所

TEL:0265-72-2782, 090-5444-0970

Fax: 0265-72-2765

E-mail:inakachiku@pref.nagano.lg.jp 住所:伊那市西町 5764 伊那諏訪家畜畜産物衛生指導協会

TEL&FAX: 0265-76-8086

薬事造等改正に伴う新たな規制

平成 25 年 11 月 30 日から クロラムフェニコール等 13 物質を含む薬剤は家畜に使用できなくなります

新たな規制《 平成 25 年 11 月 30 日から 》

畜産物の安全を一層確保する観点から、食品衛生法に基づき<u>「食品において</u>不検出」とされている13物質を含有する医薬品(愛玩動物用や観賞魚用の動物用 医薬品、人用医薬品等)について、<u>獣医師が例外的に使用することも含めて対象動物</u>への使用を禁止

規制の対象となる物質(13物質)



①カルバドックス

②クマホス

③クロラムフェニコール

④クロルプロマジン

⑤ジエチルスチルベストロール

⑥ジメトリダゾール

⑦ニトロフラゾン

8二トロフラントイン

9フラゾリドン

10フラルタドン

(1)マラカイトグリーン

12メトロニダゾール

(13)ロニダゾール

対象動物

牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物

使用した場合、当該動物及びその生産する乳、鶏卵等は 食用として一切出荷できません

~使用基準が定められている動物用医薬品は~

使用基準を守り、正しく使いましょう。

医薬品を使用したら、使用記録をつけて保管しましょう。

記録内容: ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、

⑤用法・用量、⑥出荷可能日

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、 使用記録と一緒に保管しましょう。

《 防疫対策も万全に! 飼養衛生管理基準を守りましょう 》